

久喜市適切な事務執行の徹底のための 検討に係る報告書

不適切な事務処理に関する再発防止に向けた取組み

令和8年8月

久喜市

目 次

- 1 はじめに
- 2 工事概要
- 3 不適切な事務執行の概要
 - (1) 追加工事の累計額が、議会の議決を要する当初契約額の5%を超過したことについて
 - (2) 令和7年度中に実施した追加工事に予算措置がされていなかったことについて
- 4 再発防止に向けた取組み
 - (1) 事務手続、制度運用などの適正化を図る取組み
 - ①「適切な事務執行の徹底に関する取組みについて」の改訂
 - ②久喜市工事設計変更ガイドラインの改正
 - ③工事の設計変更に係る指示・協議等書面（工事記録、連絡票等）への予算確認欄の追加
 - (2) 予算・契約制度に対する職員の意識や知識の向上を図る取組み
 - ①主任級昇格者を対象に予算・契約事務研修会の実施
 - ②当初予算編成説明会での予算・契約制度に関する留意事項の説明及び予算見積通知における債務負担行為設定に係る留意事項の明記
 - ③予算成立通知における債務負担行為設定に係る予算執行上の留意点の明記
- 5 最後に

1 はじめに

久喜市において、議会の議決を経た工事請負契約において予算措置がない状況で追加工事を実施し、さらにこの追加工事の累計額が当初契約額の5%を超えるにも関わらず、議会の議決を経ずに工事を実施したという不適切な事務処理が発生しました。

当該事案は、法令に対する認識不足及び組織内や受注者側との情報共有の不足を起因とするものであり、その結果、市民及び市議会の皆様の信頼を損なうとともに公務の運営に重大な支障をきたしたものと認識しています。

これまで市は、平成28年度に「小・中学校空調設備整備事業(エアコン設置)」における不適切な事務処理が発生したことを受け、平成29年1月4日に「適切な事務執行のための取組みについて」を策定して取組みを実施し、平成30年6月21日に従前の取組みを改め、「適切な事務執行の徹底に関する取組みについて」を策定し、適宜改訂を加えながら、適切な事務執行に取り組んでまいりました。

しかしながら、このような取組みにもかかわらず、この度の不適切な事務処理が発生し、市政に対する市民及び市議会の皆様の信頼を再び大きく裏切ることとなりました。

失われた信頼を回復するためには、職員一人ひとりが、このことを重く受け止め、法令遵守はもとより、行政運営を担う責任の重さを認識して業務を遂行していかなければなりません。

今後は、このような事態を二度と発生させることがないよう、市が一丸となって適切な事務執行の徹底に取り組んでまいります。

令和8年8月18日

久喜市長 貴志 信智

2 工事概要

- (1) 工 事 名 久喜市栗橋いきいき活動センターしずか館等解体工事
- (2) 工事場所 久喜市栗橋中央一丁目地内
- (3) 施工期間 久喜市議会の議決を得た翌日から令和9年3月31日まで
(令和7年3月21日)
- (4) 請負金額 666,600,000円
- (5) 受 注 者 株式会社 河野解体工業
- (6) 債務負担行為限度額 741,510,000円
- (7) 担 当 課 総務部 管財課

3 不適切な事務執行の概要

久喜市栗橋いきいき活動センターしずか館等解体工事（以下「当該工事」という。）の実施に伴う2件の不適切な事務執行の概要については、以下のとおりである。

(1) 追加工事の累計額が、議会の議決を要する当初契約額の5%を超過したことについて

【経緯】

当該工事の当初契約額は、6億6,660万円であることから、この5%である3,333万円を超える変更が生じる場合には、工事請負変更契約を締結するための議案を市議会に提出し、議会の議決を得る必要がある。

管財課では、職員がこのことを認識し、受注者から提出される見積書の金額に注意を払いながら追加工事を実施してきた。

そのような中、令和7年度中に実施した追加工事の状況等について、改めて受注者とともに確認を行ったところ、令和8年4月24日に、追加工事の累計額が当初契約額の5%を超えていたことが明らかになったものである。

【原因】

受注者から提出された追加工事の見積書の内、当初契約の仕様に含まれていない地盤改良や給水管の元止めなどの新たな工事については、見積書の金額に一定の掛け率を乗じた金額を追加工事の累計額として積み上げ、当初契約額の5%を意識し、累計額の状況を管理していたところである。

一方で、追加工事の内、アスベスト処分については、当初契約の仕様に含まれていることから、増加した処分量と当初契約時の処分単価を乗じた額を追加工事の累計額として積み上げるべきところであったが、受注者から提出された見積書の金額に、他の追加工事と同率の掛け率を乗じて累計額を積算してしまったことにより、本来よりも680万円余り低い金額で累計額を積算してしまい、当初契約額の5%を超えるタイミングを見誤ったものである。

このことは、累計額を算出する際、工事の内容に応じた掛け率の扱いについて、管財課職員の確認が不十分だったことにより引き起こされたものである。

(2) 令和7年度中に実施した追加工事に予算措置がされていなかったことについて

【経緯】

当該工事に係る予算については、令和6年度から令和8年度までを期間とし、上限額を7億4,151万円とする債務負担行為の変更について、令和6年9月定例会議において議決されている。

また、令和7年度分の予算については、前払金2億円、令和7年度の出来高見込み分として、2億5,043万1,000円、合計で、4億5,043万1,000円が措置されていたところである。

そのような中、解体工事を進める中で、当初契約の仕様に含まれていない、想定外の事象に対応するための追加工事を債務負担行為が設定してあることを根拠として、実施してしまったものである。

【原因】

債務負担行為は、当年度と次年度以降の複数年度に渡る「契約を結ぶ権限」を先に得るものであって、実際に支払を行うためには、毎年度の予算編成において、歳出予算を計上し議決される必要がある。

当該工事においては、令和6年度に7億4,151万円を上限とし、令和6年度から令和8年度までを期間とする債務負担行為を設定したが、これは、令和6年度中に、これらの上限額と期間を条件とした「契約を結ぶ権限」を得たものであり、令和8年度までの間、この上限額までの予算を措置したものではない。

そのため、令和7年度の当該工事に係る予算については、当初契約の仕様及び金額に基づき、令和7年度中に実施が見込まれる工事費のみ、予算化さ

れていたところである。

そのような中、令和6年度に設定した債務負担行為の期間中であれば、上限額までの予算が措置されているとの管財課職員の思い込みにより、追加工事のための予算が措置されていない状態で、追加工事を実施してしまったものである。

このことは、債務負担行為制度に対する管財課職員の認識の誤りにより、引き起こされたものである。

4 再発防止に向けた取組み

当該不適切な事務処理の発生後、市長名で全職員に対し7月22日付けで、適切な事務執行の徹底について訓示を行い、あらためて、職員一人ひとりが、このことを重く受け止め、法令遵守はもとより、行政運営を担う責任の重さを認識して業務を遂行するよう強い自覚を求めたところである。

また、同日付けで、総合政策部長名で各関係長に、不適切な事務処理の再発防止について通知し、今回発生した事案の概要や、「適切な事務執行の徹底に関する取組みについて」の改訂及び予算の措置・執行並びに変更契約・追加発注における注意すべき点などについて周知を行ったところであり、不適切な事務処理発生の背景・原因等を踏まえ、以下のとおり、早急に再発防止に向けた取組みを実施することとした。

令和8年7月臨時会議の議案質疑において複数の市議会議員から提案のあった財務会計システムにおけるアラート機能の導入については、財務会計システム上で支出負担行為決議書を起票する時点では既に契約行為が行われており、今般のような変更契約を行う前の工事連絡票等による受注者との協議段階

における不適切な事務執行の解決策にはならないと考えられることから、導入は見送ることとした。なお、アラート機能の導入に替えて、後述する（１）①のとおり「適切な事務執行の徹底に関する取組み」におけるチェックシートの活用場面を追加することで、チェック体制の強化を図ることとしている。

（１）事務手続、制度運用などの適正化を図る取組み

①「適切な事務執行の徹底に関する取組みについて」の改訂

【実施内容】

- ・今までは、契約手続（起工伺・契約伺・変更契約伺）時に添付するチェックシート（様式３、様式５）に基づき、留意すべき事項の確認をしていた。

この度の改訂では、工事施工中の設計変更の場合に発注者（市）と受注者の間で交わされる指示や承諾といった協議の際に用いる「工事の設計変更に係る指示・協議等書面（工事記録、連絡票等）」においても当該チェックシートに基づき確認することについて、新たに加えた。

＜参考：別紙１、別紙２＞

- ・これまでは所属長決裁であった「工事の設計変更に係る指示・協議等書面（工事記録、連絡票等）」は、チェックシートの対象とすることに伴い、予算事務規則の支出負担行為決議伺の決裁区分を参考に、金額規模に応じてより上位者である副部長・部長決裁とすることで、二重三重でチェックする体制を執ることとした。
- ・債務負担行為設定に係る留意事項をチェックシート（様式５）に追記した。　＜参考：別紙２＞

②久喜市工事設計変更ガイドラインの改正

【実施内容】

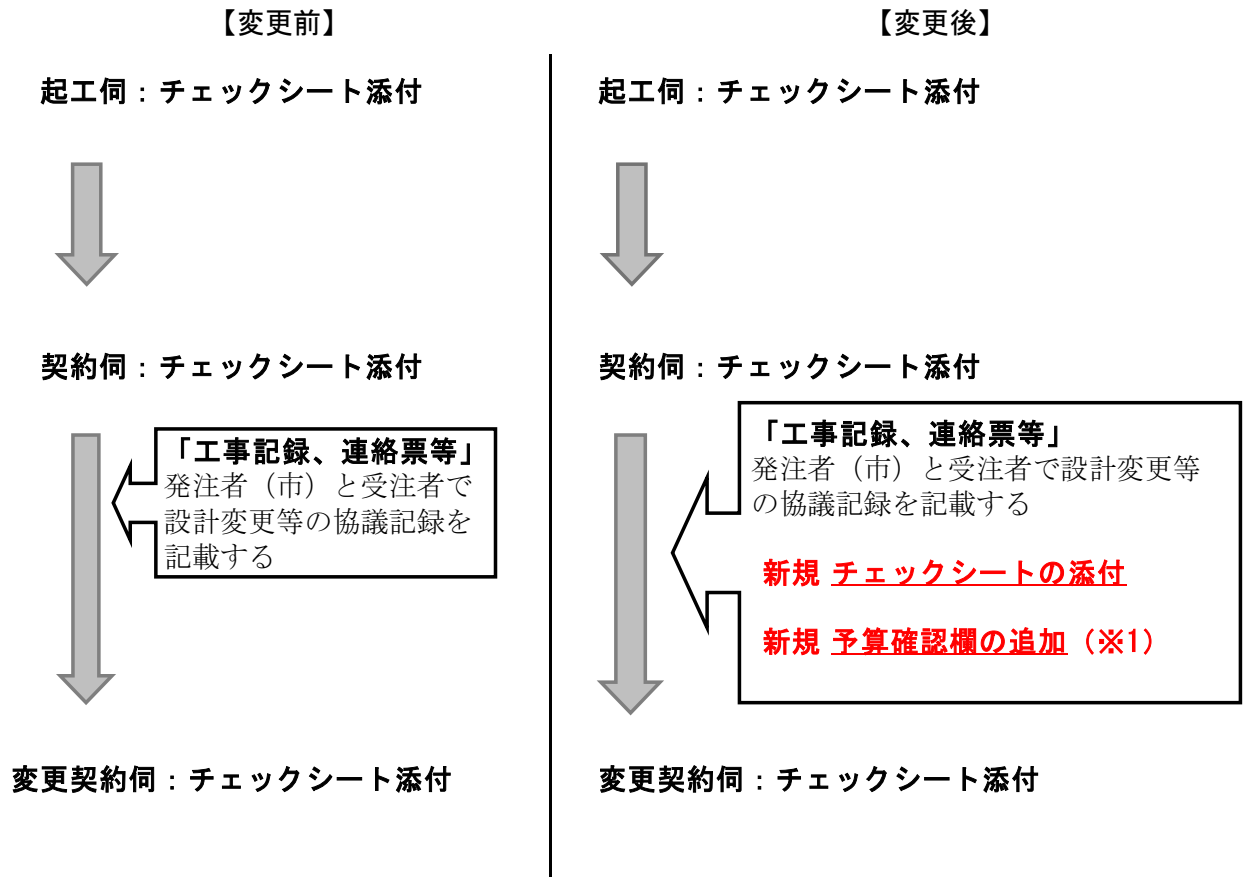
- ・ガイドライン内に、「予算の確認」として請負代金の変動がある設計変更の場合の予算措置についての確認及び「適切な事務執行の徹底に関する取組み」のチェックシートの活用によるチェックについて留意事項を追記した。　＜参考：別紙３＞
- ・地方自治法の規定（支出負担行為）について記載するとともに、設計変更の指示に当たっては増額分に対応できる予算を措置のうえ行うよう追記した。　＜参考：別紙３＞

③工事の設計変更に係る指示・協議等書面（工事記録、連絡票等）への予算 確認欄の追加

【実施内容】

- ・工事の設計変更に係る指示・協議等書面（工事記録、連絡票等）の様式例内に、予算執行状況確認欄を追加するとともに、協議事項等の記載に当たっての留意事項を追記した。　＜参考：別紙４＞

チェックの流れのイメージ



（※1）新たに「工事記録、連絡票等」に記載することとした予算確認欄

【予算執行状況確認欄】

予算現額	円
配当残額	円
変更契約見込額累計	円
うち本件執行予定額	円

(2) 予算・契約制度に対する職員の意識や知識の向上を図る取組み

①主任級昇格者を対象に予算・契約事務研修会の実施

【実施内容】

債務負担行為設定については、複数年度の大規模な契約で設定されることが多く、一部の工事担当部署以外では業務の中で経験することが多くないことから、制度に関する意識や知識が不足しがちである。

市では、令和8年度から主任昇格者を対象に、予算・契約事務研修会を実施しており、今年度は令和8年5月22日に実施したところである。この研修会において、今後、債務負担行為設定に係る予算執行上の留意点を今般の事例を交えて説明し、予算・契約制度に対する職員の意識や知識の向上を図る。

【実施時期】

令和9年度実施分より実施 ※令和8年度は既に実施済のため

②当初予算編成説明会での予算・契約制度に関する留意事項の説明及び予算見積通知における債務負担行為設定に係る留意事項の明記

【実施内容】

令和9年度当初予算編成に向けて実施予定の説明会にて、債務負担行為設定に係る予算執行上の留意点を今般の事例を交えて説明し、予算・契約制度、特に債務負担行為に関する職員の意識や知識の定着を図る。

また、予算見積通知において債務負担行為設定に係る留意事項を明記することで、制度概要等の周知徹底を図る。

【実施時期】

令和8年度より実施

③予算成立通知における債務負担行為設定に係る予算執行上の留意点の明記

【実施内容】

総合政策部長から各関係長に発出される予算成立通知において、債務負担行為設定に係る予算執行上の留意点を明記し、債務負担行為に関する職員の意識や知識の定着を図る。

【実施時期】

令和8年7月8日（令和8年度一般会計補正予算第2号通知）より実施済

5 最後に

この度発生した不適切な事務執行により、市政に対する市民及び市議会の皆様の信頼を大きく損なうとともに公務の運営に重大な支障をきたすこととなった。このことについて、市として重く受け止め、全力で再発防止に努めなければならない。

失われた信頼を回復するには、今後、適正に事務を執行する市の姿勢を示していく以外に方法はなく、それを実現するためには、職員一人ひとりが法令等根拠に則った職務遂行という公務の原点に立ち返り、それぞれの職務において真摯に取り組んでいく必要がある。

個人の注意や努力のみでは間違いやミスを完全に無くすことはできない。しかし、そのリスクを、組織でのチェック体制や職員間の相談体制などを構築することによる「組織の力」で防ぐことは可能である。

最も重要なことは、たとえ個人による間違いやミスが生じたとしても、それが市民等に影響を及ぼす前の段階で、組織の中で間違いを発見・防止し、解決できる環境を築いていくことである。

そのような組織風土を醸成するため、風通しのよい職場環境づくりのみならず、担当業務の平準化や事務の属人化の解消を図りながら、市民及び市議会の皆様の信頼回復に向け、全職員一丸となって、適切な事務執行の徹底に取り組んでいく。

別紙 1



見直し箇所

様式 3

契約手続（☐起工伺・☐契約伺・☐変更契約伺・☐工事の設計変更に係る指示・協議等
書面（工事記録、連絡票等）

チェックシート

No.	項 目	担当係チェック欄	所属長 チェック欄
1	契約方法や今後の事務手順について、法令や最新の契約事務マニュアル等を基に確認したか。 ※工事において設計変更を行う場合、「久喜市工事設計変更ガイドライン」を確認すること。	☐ 確認した	☐
2	予算措置されているか。 ※過年度に設定した債務負担行為は予算の担保にはならないので注意すること。	☐ している ☐ していない → 執行不可	☐
3	執行予定額以上の配当残額があるか。 ※補正予算及び流用による影響額を考慮すること。	☐ ある ☐ ない → 執行不可	☐
4	議会の議決又は報告を要する案件か。 ※公営企業会計（水道事業会計・下水道事業会計）の事業を除き、様式6を併せて作成する	☐ 議決又は報告を要する ☐ 議決又は報告を要しない （ ☐ 公営企業会計である ☐ 公営企業会計ではない）	☐
5	事業は当該年度内に完了するか。	☐ 年度内に完了する ☐ 年度を超える →長期継続契約の場合を除き、様式5を作成	☐
6	業務内容に対し、適正な工期（納期）を設定しているか。	☐ 適正な工期（納期）を設けた	☐
7	仕様や設計（変更）内容に不明瞭な点はないか。	☐ 確認した	☐
「起工伺」の際は、以下もチェックをすること			
8	指名委員会の対象案件であるか。	☐ 対象案件である ☐ 対象案件ではない	☐
9	電子入札の対象案件であるか。	☐ 対象案件である ☐ 対象案件ではない	☐
10	財政課に執行依頼する電子入札の場合、起工前に財政課と事前協議を行っているか。	☐ 協議を行っている （ 月 日実施済み） ☐ 競争入札／財政課執行依頼 案件ではない	☐
11	長期継続契約の場合、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用要領」に基づいているか。	☐ 運用要領に基づいている ☐ 長期継続契約ではない	☐
12	当該工事の設計図書を業務委託により作成している場合、「久喜市業務委託検査規則」に基づく検査は完了しているか。	☐ 完了している ☐ 該当しない	☐
13	随意契約の場合、随意契約ガイドライン等を参照し、地方自治法施行令第167条の2第1項に定める随意契約の要件を満たしていることを確認したか。	☐ 確認した ☐ 随意契約ではない	☐
14	随意契約にする目的で、工事等を分割発注していないか。	☐ 分割発注していない ☐ 随意契約ではない	☐
15	市民参加条例第5条第1項第5号に規定する大規模な市の施設（設置に係る費用が3億円以上）の設置に係る基本計画の策定又は変更を行う場合、市民参加を実施したか。	☐ 市民参加を実施した ☐ 該当しない	☐

別紙2

様式5

契約手続（□年度を超える起工伺・□年度を超える契約伺・□年度を超える変更契約伺・□年度を超える工事の設計変更に係る指示・協議等書面（工事記録、連絡票等））

チェックシート

※No. 1～3 の全ての項目で「設定していない」にチェックがつく場合は、年度を超える執行は不可。

No.	項 目		担当係 チェック	所属長 チェック欄	
1	繰越明許費は設定してあるか。		☐ 設定した ☐ 設定していない	□	
	設 定 内 容	事業名			
		金 額	千円		
		設定時期	年度 会計 当初予算 年度 会計 号補正予算		
2	債務負担行為は設定してあるか。		☐ 設定した ☐ 設定して ☐ いない	□	
	※債務負担行為に基づく執行力は、設定した期間の初年度に限られる。2年目以降はそれに基づく債務の負担はできない。なお、期間の2年目以降に追加又は変更の契約行為が必要な場合は、当年度の追加予算措置若しくは新たな債務負担行為の設定が必要。				
	設 定 内 容	事 項			
		期 間			
		限度額	千円		
		設定時期	年度 会計 当初予算 年度 会計 号補正予算		
3	継続費は設定してあるか。		☐ 設定した ☐ 設定していない	□	
	設 定 内 容	事業名			
		総 額	千円		
		年割額	年度 千円 年度 千円 年度 千円 年度 千円 年度 千円		
4	価格の変動（物価、労務単価）に対応したか。		☐ 対応した ☐ 対応不要	□	

※様式3についてもチェックを行ってください。

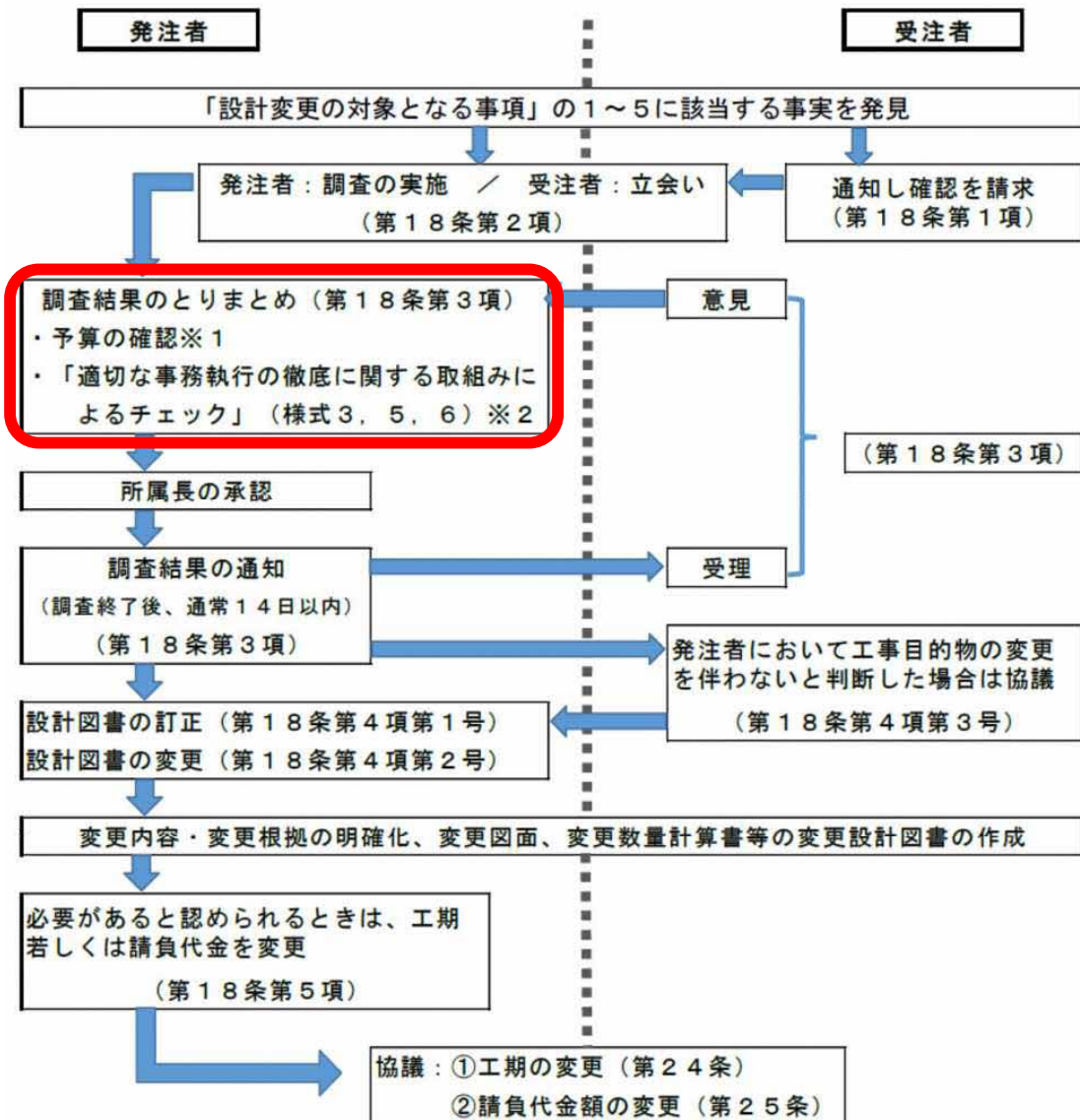
※様式6（議会案件）の該当・非該当も併せて確認してください。

※各年度における予算の措置状況（債務負担行為も含む）も併せて確認してください。

別紙 3

(4) 設計図書の確認と手続き

受注者は、工事の施工に当たり、契約約款第18条第1項各号に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求する。



設計図書の訂正：契約約款第18条第1項第1号から第3号に該当する場合

設計図書の変更：契約約款第18条第1項第4号、第5号に該当する場合

- ※1 請負代金の変動がある設計変更となる場合に、これに要する予算が確実に確保されていることを確認のうえ、指示を行うこと。
- ※2 設計変更に関する供覧書面 (工事記録、連絡票等) に「適切な事務執行の徹底に関する取組みについて」様式3, 5, 6を添付のうえチェックを行うこと。
- ・ 変更契約の要否、議会への報告、予算の措置等の観点から、安易な承諾で進捗を図るのではなく、所属において情報共有のうえ適切に判断し必要な対応を図ること。

(5) 工事記録等への概算額の記載方法

設計変更を行うため、契約変更に先立って指示を行う場合は、工事記録にその内容に伴う増減額の概算額を記載する。

ここで記載する概算額は「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。

また、緊急的に行う場合又は何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。

なお、指示にあたっては、地方自治法第232条の3の規定に基づき、概算額の増額分に対応できる予算を措置のうえ行うこと。

・発注者の指示で契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面（工事記録等）で指示を行う。

参考：地方自治法

（支出負担行為）

第二百三十二条の三 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

工 事 現 場 連 絡 票		令和 年 月 日									
工事名	久喜市■■■■工事										
現場代理人		監督員									
内容	☐ 以下のとおり協議し（打合せ）ました。 ☐ 以下のとおり指示します。 → ☐ 以下の指示を了承しました。 ☐ 以下のとおり承諾願います。 → ☐ 以下のとおり承諾します。 ☐ 監督員が行った諸検査の結果は以下のとおりです										
項 目	協議・指示・承諾事項、検査の結果										
	※曖昧な表現は用いずに、具体的に記載すること										
【追記欄】											
※必ず追加して記載すること↓ 【予算執行状況確認欄】 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>予算現額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>配当残額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>変更契約見込額累計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>うち本件執行予定額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>				予算現額	円	配当残額	円	変更契約見込額累計	円	うち本件執行予定額	円
予算現額	円										
配当残額	円										
変更契約見込額累計	円										
うち本件執行予定額	円										